

第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画について

環境整備課

<p>計画策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会の形成を推進するため、目指すべき社会像やその形成のための基本的な方針を広く県民等に示す。 ○平成19年3月に策定した「秋田県循環型社会形成推進基本計画」の期間が平成22年度をもって満了 ○平成18年4月に策定した「第2次秋田県廃棄物処理計画」の期間が平成22年度をもって満了 ○循環型社会形成と廃棄物の適正処理を一体的に推進するため、廃棄物処理計画を組み入れた第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定 	<p>計画の性格と対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を県が総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画 ○廃棄物処理法に基づき、県内の廃棄物の減量および適正処理に関する必要な事項を定める計画 ○計画期間は平成23年度～27年度までの5年間
---	--

<p>計画の目標</p> <p>基本理念は「環境と経済が好循環する持続可能な社会の実現」 平成39年頃(おおむね15年後)の「本県の目指す姿」を示す。</p>	<p>目指す循環型社会の姿</p> <p>循環型社会</p>
---	---------------------------------------

施策の展開

<p>施策1 すべての主体による廃棄物の3Rの推進及び適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の3R活動の促進及び啓発 3R活動に関する情報提供や活動団体の育成・交流 ○市町村の一般廃棄物の3R・適正処理対策への支援 分別収集方法や処理施設整備についての情報提供・助言 ○事業者の産業廃棄物の3R・適正処理対策への支援 3Rに取り組む事業者に対する支援・技術指導 ○廃棄物の不適正処理、不法投棄の防止 優良な廃棄物処理業者の育成や不法投棄防止の監視強化 	<p>施策2 循環を基調としたライフスタイル・事業活動への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会についての認識の共有 ライフスタイルや事業活動を変革していく気運を醸成するための普及啓発 ○環境教育・環境学習の充実及び人材育成 体験型環境学習の実施や地域・団体の3R活動を先導し得る人材の育成 ○環境負荷の小さい事業活動の推進 事業者が行う省資源・省エネルギーに対する支援 ○県の事務事業における率先行動 率先して環境への負荷を低減する取組を実践
<p>施策3 地域循環圏の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バイオマスの利活用システムの構築 利活用システムの構築に向けた検討や施設整備に対する支援 ○「都市鉱山」のリサイクルシステムの構築 リサイクルシステムの構築やレアメタルの回収技術の推進 	<p>施策4 循環型社会ビジネスの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査研究及び技術開発 産学官連携による先進的創造的なりサイクル関連技術の開発 ○県認定リサイクル製品の普及 県によるリサイクル製品の認定、優先調達や普及促進 ○秋田エコタウンプランの推進 県全域でのリサイクル関連産業の創出・育成

代表的な指標及び数値目標

指 標	単 位	現況 (H21)	目標値 (H27)
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	983	870
うち家庭系ごみの1人1日当たり排出量	g/人日	690	600
一般廃棄物リサイクル率	%	17.2	24.1
一般廃棄物最終処分量	千トン	42	33

計画の推進体制

本計画を着実に推進するため、県の各部署・各機関が一体となって取組をすすめ、循環型社会形成の推進に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。
また、地域ごみゼロあきた推進会議を通じて県民等の意見を施策に反映したり、各主体の適切な役割分担及び各主体の協力を得ながら、より効果的な計画の推進を図る。

これまでの経緯

平成22年12月	骨子について県議会に報告
平成23年1月25日	循環型社会形成推進基本計画有識者検討会の開催
2月3日	秋田県環境審議会環境保全部会(諮問)
2月3日～3月2日	パブリックコメントの実施、市町村の意見聴取
2月	計画案について県議会に報告
5月17日	秋田県環境審議会環境保全部会(答申)
6月	計画施行